

2500万ドルのブルーウォッシングな大失敗：

Wyland v. FIFA 訴訟事件

筆者：ジェシカ・エルカル (*Jessica Erkal, Ph.D.*)

2026年6月、世界的に著名な環境芸術家、ロバート・ワイランド (Robert Wyland) 氏が、他の被告らとともに FIFA に対し2500万ドルの損害賠償額を求め、テキサス州連邦裁判所に提訴しました。訴状によれば、ワイランド氏は、彼が1999年に制作したアイコニックな作品「Ocean Life」壁画が、2026年 FIFA ワールドカップのプロモーション用展示のためのスペースを確保するために不法に塗りつぶされたと主張しています。当該紛争は、まさに米国著作権法の有力ではあるが頻繁に誤解される構成要素である、1990年に成立した視覚芸術家権利法 (VARA) を最大の焦点としています。

VARA (17 U.S.C. § 106A) に基づき、「広く認められた地位にある」著作物、すなわち、高品質である又は社会的地位にある著作物の著作者には、自身の著作物の著作者としての資格を主張し、自身の著作物への損害及び破壊を防止する権利が与えられています。今回のワイランド氏の訴訟により、芸術家の権利と、不動産所有者が自身の商業用不動産を開発、変更又は収益化させる権利との間の脆弱なバランスが強調されました。17 U.S.C. § 113(d)に基づき、書面による VARA 権利放棄により、不動産所有者には、今後の進め方の選択肢が与えられます。そのような権利放棄がない場合の芸術作品の撤去可否に関しては、法律は以下の事項を考慮に入れます。

- 撤去可能な芸術作品に関し、不動産所有者は必ず、撤去対象の著作物の芸術家に書面による通知を提供し、かつ、90日以内に当該作品を安全に撤去する、又はその撤去費用を支払うことができるように猶予を与えなければならない。

- 芸術作品が破壊なしで撤去できない（例えば、レンガの壁に描かれた壁画などの）場合、不動産所有者は、芸術家からの上述書面による許可なしでは、当該芸術作品を改変又は破壊することができない。

テキサス州北部 FIFA ワールドカップ組織委員会は、ワイランド氏が訴状を提出したことに応じて、彼らが当該壁画を青色のペンキで塗りつぶすよう指示したことを公に認めたものの、その行動は地元のワールドカップ試合を「祝い、更に盛り上げる」ための取り組みであると抗弁しました。「ブルーウォッシング（blue-washing）」という、社会責任というベールで自社の利益を覆い隠す企業を指す際に通常使われる用語が今、ダラスでは痛烈な皮肉で文字通りの意味を帯びるようになっていきます。ここで、かけがえのない海洋保護壁画が、「団結とグローバル精神」という名目で、ブルー（青色）のペンキで塗りつぶされてしまったのです。

一方、その間に、FIFA は直ちに、そのことと関わらないようにし、「一切関与していない」と述べ、地元組織団体に矛先をそらしました。FIFA は、実際に権限を与えられてその壁画の破壊を行った事業体は FIFA 自団体ではなく独立の地元委員会だったと述べたことから、直接的な責任から自団体を防御しようと試みたとも思われます。しかしながら、ワイランド氏の訴状は、それを見越して、FIFA の地域及び地元の関係団体は FIFA の指示に従って行動したと主張することによって対処していました。更に、当該壁画は明らかにワールドカップのブランディングのためのスペースを確保するために塗りつぶされたので、ワイランド氏は、FIFA が当該壁画の破壊から直接に利益を得たことを証明することによって寄与侵害（contributory infringement）に該当すると主張し得ます。

ビル所有者、Slate Asset Management 及び 3PZ Property Company は、Downtown Dallas Inc.と地元の主催者に、ワイランド氏が適切に通知されたことを保証してもらった後に、善意で壁のスペースを寄付したと述べました。これで公の場では面目を持てたかもしれませんが、VARA に基づけば、芸術家による自身の作品の変

更許可に関しては「善意」又は口頭合意が認められないため、十分な抗弁とはなりません。ワイランド氏は、書面による権利放棄が署名されていないことと、通知されていないことの主張を維持しているので、被告人は、画期的判例である *5Pointz* 判決を思い出させるほど極めて圧倒的に不利な立場に置かれることとなっています。*5Pointz* 判決では、あるニューヨークのデベロッパーが自身の所有するビルの壁に描かれたグラフィティアートを塗りつぶしたことで、675万ドルの賠償命令を言い渡されました。故に、ビル所有者らがワイランド氏の主張を完全に反証しようとする可能性は低いです。むしろ、不動産所有者らは、自身が意図的に誤解させられたこと又は地元の主催者が補償条項に違反したことを証明できる場合、金銭的負担を FIFA の地元組織委員会に戻せるかもしれません。

広範に及んだ大衆からの反発とダラスにおける地域団体署名運動にもかかわらず、和解交渉は一切行われていないから、両側とも本格的な訴訟に向けて準備していることが分かります。ディスカバリー段階では、署名された VARA 権利破棄なしで破壊作業を進めることを認可した者を特定することによって責任の所在を確定させるために被告人の間の一連の繋がりが対象とされると思われます。

一方、たとえ責任が確立されたとしても、VARA に基づく損害賠償の算出は、悪名が知れ渡るほど予測不可能なものです。著作権法によれば、原告は、実際の損害賠償額又は法定損害賠償額を求めることができます。パブリックアートを巡る紛争において、実際の損害賠償額の評価は、復旧における費用、作品の市場価値及び芸術家の世間的と商業的な評判に対する判断を含む詳細な経済及びテクニカル分析が必要です。潜在的な損害賠償額を減らすために、FIFA は、駐車場ビルに固定された1つの芸術作品をその不動産自体から切り離して収益化又は販売することは容易にできないと主張して壁画の商業的価値を最小限に抑えようとするかもしれません。

また、知的財産の観点から、おそらく最も注目に値することが、FIFA の自団体の知的財産の積極的な執行者として、大会名、マスコット、特定のカラーパレットとワールドカップトロフィーのシルエットからすべてを網羅するという FIFA の周知の役目でしょう。FIFA の厳格な IP 権利行使の例としては、2022年のプーマ社に関わる訴訟、南アフリカのクルラ航空の広告削除、FIFA のワールドカップ期間中の「クリーン・ヴェニュー (clean-venue)」ルール、そして、未承認商品の数多くの押収が挙げられます。今回の *Wyland v. FIFA* 事件は、法的に見てあまりにも皮肉なものです。

最終的には、*Wyland v. FIFA* 事件は、既存の芸術作品を犠牲にして商業的又は宣伝目的のインフラストラクチャーをスケールしようとする不動産所有者にとっては教訓となる事例です。公共空間に設置された芸術作品は、イベント駆動型再開発のための空白のキャンバスとしてではなく、協力に保護される法的資産として扱われるべきです。他方、知的財産コミュニティにとっては、今回の事件により、VARA は形骸化した法令ではなく、むしろ金銭的責任及び訴訟リスクの潜在的なソースであることが再確認できたと思われます。今回の訴訟は、陪審の評決で終了するか、それとも和解で決着するかはともかく、芸術家の書面による許可を確実にするために当然払うべき注意を疎かにすると、シンプルな不動産決定と世界規模の宣伝活動が数百万ドルの著作権侵害責任に変わってしまうという厳しい警告となります。